

裾野駅西地区まちづくりニュース

編集・発行：裾野市産業建設部区画整理室 裾野駅西地区整備事務所 〒410-1118 裾野市佐野1068番地の2
TEL 055-994-1274 FAX055-994-1279 http://www.city.susono.shizuoka.jp/ E-mail shigaichi@city.susono.shizuoka.jp

第2回仮換地指定について

昨年実施しました第1回目の仮換地指定（平成19年5月30日付）に続き、第2回目の仮換地指定を予定しています。

6月9日の第20回土地区画整理審議会に諮問、審議の後、第11・17街区の一部・18街区全域（案内図の黒塗り部分）の仮換地指定を行う予定です。

昨年仮換地指定を行った、第19・20街区（案内図の斜線部分）につきましては、現在、建物の除却及び隣接する三間堀川の改修工事が進められ、本年度、各宅地の造成工事を先行予定となっています。

少しずつですが宅地造成後に建物が建てられ、道路・河川などの整備が進み、新しい街並みが見えてきます。

これからも引き続き事業へのご理解・ご協力をお願いいたします。

【仮換地指定の決定と通知について】

審議会が仮換地指定の内容についての説明を行い、審議委員の皆さんの意見をお聞きし、換地として定められるべき土地の仮換地指定の決定をします。

審議会の答申後、該当する地権者の方々には仮換地指定に必要な「仮換地指定通知書」を発送します。「仮換地指定通知書」には土地の位置・面積・仮換

地指定の効力発生の日などが記載されています。

仮換地指定通知書は再発行いたしませんので、大切に保管してください。造成工事などが終了し実際に仮換地を使用できる日（「使用収益の開始日」）については、別途、通知いたします。



三間堀川河川改修工事が始まります

（準）三間堀川河川改修工事の入札を5月に行い、請負業者がセリザワ建設㈱に決定いたしました。

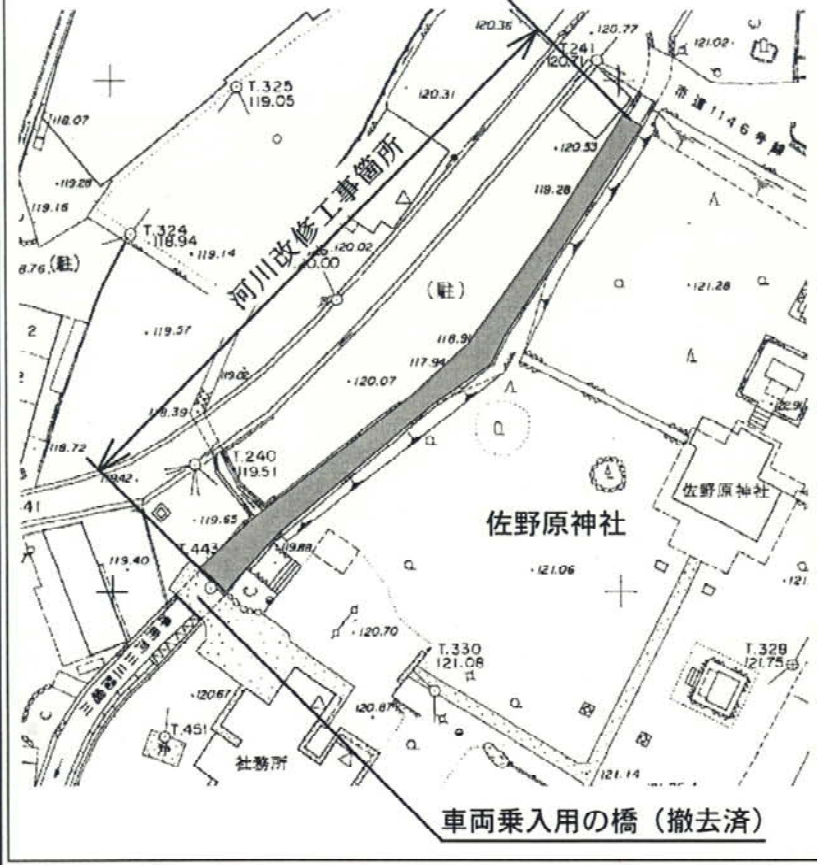
今後は工事のための現地測量を実施し、本格的に工事をすすめていきます。

昨年は佐野原神社の車両乗り入れ部から下流の約50mを改修しました。

今年はそのから上流の約60mを改修します。（左図参照）

近隣住民の方や佐野原神社を利用される方にはご迷惑をお掛けいたしますがご理解・ご協力をお願いいたします。

《（準）三間堀川河川改修工事位置図》

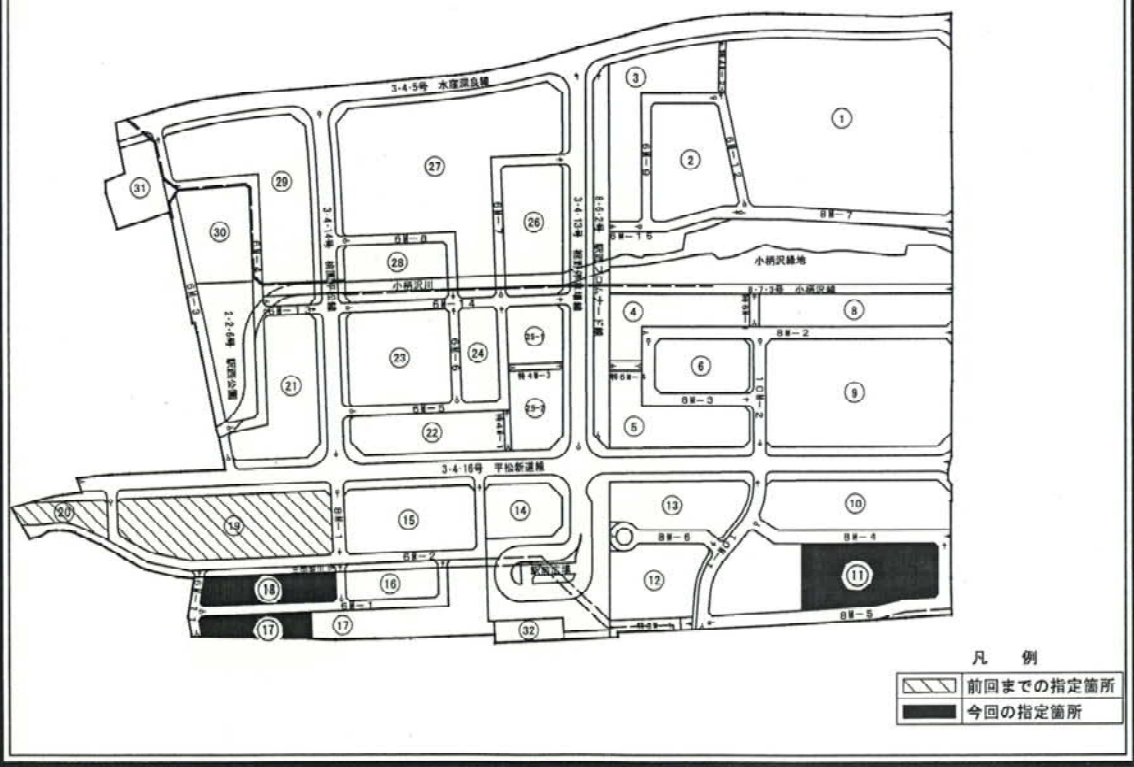


【仮換地指定後の流れ】

仮換地の指定がされますと、移転補償調査の内容や移転協議・宅地造成のお話を具体的に説明させていただきますこととなります。

仮換地指定に不服のある場合の手続きについては、次号でお知らせします。

《案内図》



Q & A

【Q 仮換地指定って何？】

A 仮換地指定とは、道路や河川といった公共施設の整備など、区画整理事業の工事を行う必要から、従前の宅地（現在の所有地又は借地など）に代えて新たに使用できる土地（仮換地）を指定することです。

この仮換地は事業が終了する段階にならないと「新しい町名・地番の設定」や「最終的な確定面積の算定」ができないこと、あるいは「登記簿謄本は従前のままに、使用する権利のみが移行していること」等のため「仮換地」という表現になっています。

【Q 仮換地指定されると、現在使っている土地はどうなるの？】

A 仮換地指定通知書にある「効力発生の日」をもって、これまで使っていた土地は使用できなくなります。ただし、建物などの移転協議が成立し、仮住まい等へ移って頂く、あるいは物件の移転を行うまでは、今までの土地を使っただけことができます。



【Q いつから仮換地は使えるの？】

A 本来、仮換地の指定がなされることにより、仮換地を使うことができます。ただし、「仮換地先にはまだ建物などがある」「計画している宅地造成が終了していない」場合などがあります。

仮換地が使えるようになる日が決まりましたら通知させていただきます。

《お知らせ》

昨年実施しました第1回目の仮換地指定の通知書を受けた後に、左記①・②に該当する場合は、手続きが必要となります。

- ① 区画整理室までご連絡ください。
- ② 相続・贈与・売買などによる所有権移転、借地権の変更のあった場合
- ③ 土地の分筆又は合筆などによる地番・地積の変更を行う場合

裾野駅西地区整備事務所では、当事業について、随時相談業務を行っております。不明な点につきましては、お気軽に区画整理室までお問い合わせ下さい。